

平成 29 年 第 8 回男女共同参画セミナーを終えて

2017年9月8日から10日まで千葉県野田市の東京理科大学野田キャンパスで開催された日本植物学会第81回大会において、学会三日目の10日に男女共同参画セミナー「パパ育休とったよ～男性研究者の育休ライフ～」をランチョンセミナーの形式で開催しました。大会最終日にもかかわらず、150個用意したお弁当がほぼすべて配布され、多くの方にご参加いただきました。

開催にあたり、三村学会会長からご挨拶があり、男性の育児参加が増えてきている中でいいことも悪いこともあると思うが、率直な思いを語り合っ
てほしい、とのお話をいただきました。

今泉（安楽）温子男女共同参画委員長からは、本学会の男女共同参画ランチョンセミナーのこれまでの歴史と、アンケートの結果から男性対象の企画をしてほしいという声があり、今回、男性企画・男性主体のセミナーの実現に至った経緯の説明がありました。続いて、企業や農研機構の育児休業取得者のデータが示され、男性の育児休業取得者は年々増えてはいるが、女性に比べると1/10以下の数パーセントしか取得していないことや、高い育児休業取得率を示す企業では、日数が短い傾向があることが紹介されました。さらに、育児休業中の収入保証制度と科研費などにおける育児休業期間の取り扱いについて説明がありました。

続いて、寿崎拓哉筑波大学准教授の司会によるパネルディスカッション「育休を取得した男性研究者に聞く、育児休業はいかがでしたか？」では、小林祐樹基礎生物学研究所研究員、東馬哲雄東京大学大学院助教と奥山雄大国立科学博物館研究員の計3人にパネリストとして登壇していただきました。司会の寿崎准教授自身が育休を取らなかった経緯の紹介と、パネリストそれぞれの育休を取った状況と育休を取った感想などが紹介されました。3人とも、育児休業を取った時に、周りの方の理解やバックアップがあったこと、また取得したことによって子供と深く関わりあえ、夫婦間の相互理解が深まったことを紹介していました。一方で、代理のいない業務は休業中でも出勤せざるをえなかったことや、学会の職務には育児休業の概念がないなど、問題も提起されました。また、寿崎准教授からパネリストのパートナーからのコメントも紹介されました。

続いて、総合討論がおこなわれました。寿崎准教授からの「育児休業と取ったことによる業務上の支障はなかったか？」との質問に対して、奥山研究員からは、科研費で研究員を雇用できていたため研究に対する支障はなかったが、休業中は学会参加ができないなどの縛りがあることが紹介されました。また、東馬助教からは研究については、個人の能力次第だ



とのコメントをいただきました。聴衆からの質問で、「今回のパネリストの育児休業期間は1月半程度だが、そのくらいの期間なら特別休暇と育児休暇の組み合わせでも取ることができる。育児休業を取る線引きはどこか？」という質問がありました。東馬助教からは、育児休業を取ることで賞与に影響が出ることが判明し、第2子の時には育児休業を取らずに特別休暇と有給休暇を使ったことが紹介され、「いずれにしろ1月くらい休業して育児に携わる方がいい」とのコメントをいただきました。奥山研究員からは、有給休暇を使ってしまうと、復帰後に子供が病気をした際に休むことができなくなる、とのコメントをいただきました。それに対して「病児看護休暇」の利用ができるのでは、という意見に対し、今泉委員長から看護休暇は5日しかないので、一度インフルエンザにかかるだけでなくなってしまうことや、佐々木名古屋大准教授から、1歳未満の子供では、年平均21日の病気により欠席が生じることが紹介されました。最後に、寿崎准教授から育児休業を取得したことによるメリットが挙げられ、父親の育児休業が特別なものではなくなるために、更に環境整備や柔軟な働き方への理解が必要であるとの見解が示され、盛況のうちにセミナーを終えました。

最後になりましたが、今回のランチョンセミナー開催にあたり、お世話になった学会運営委員の方々、パネリストをお引き受けいただいた皆様、本会の活動を支えてくださった三村学会会長に感謝いたします。

男女共同参画委員会委員：吉田・今泉



パネルディスカッションの様子